

平成27年労第476号

平成27年労第477号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日及び同年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、昭和○年○月、A所在のB会社に雇用され、同社C営業所（以下「事業場」という。）において、トラックの運転業務に従事していた。

請求人によれば、平成○年○月○日午前○時○分頃、トラックを運転して事業場を出発し、D市の運送先に向かったが、途中トイレのため道の駅にトラックを止め、運転席から降りようとしたところ足を滑らせて転落したという。

請求人は、同日、E脳神経外科に救急搬送された後、F病院に転送されて「脊髄硬膜外血腫」（以下「本件疾病」という。）と診断され加療した。その後、G病院に転医して加療を続けた。

請求人は、トラックから降りる際、転倒したことが原因で本件疾病を発症したとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものであるが、当審査会は、平成○年○月○日付けで棄却した（平成26年労第541号事

件。以下「前裁決」という。)

その後、請求人は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間及び平成〇年〇月〇日から同月〇日までの期間の休業補償給付を監督署長に請求したところ、監督署長は上記処分と同様の理由によりこれらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、審査請求を経て再審査請求に及んだものである。

当審査会は、これらの再審査請求については併合して審理を行う必要があると認め、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第50条において準用する同法第14条の2の規定により、これらを併合することとする。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

当審査会では、前裁決において、「本件疾病は、外傷によるものとは認められず、請求人の基礎疾病が自然経過において偶発的に運転業務中に発症したものであると判断することが相当である。」と判断したところである。

請求人らは、上記請求人ら作成の書面を提出して、請求人の本件疾病はトラックから転落したことにより発症したものである旨主張するが、当審査会において、あらためて上記資料を精査するも、いずれも前裁決において判断している範囲内の主張であり、上記資料は客観的な裏付けがなく、上記判断を左右するものでは

ない。また、請求人らは、請求人が非骨傷性頸髄損傷に該当する旨主張するが、そもそも請求人がトラックから転落した事実を認められない上、H医師は、上記回答において、骨髄損傷ではなく非骨傷性の脊髄硬膜外血腫であるとしているのであるから、前提が異なるので採用できない。

したがって、請求人に発症した本件疾病は、業務上の事由によるものとは認められないと判断する。

- 3 以上のおりであるから、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。